

国史跡 台渡里官衙遺跡群

米川 暢敬

【国指定史跡台渡里官衙遺跡群（観音堂山地区）調査概要】

所在地 水戸市渡里町字アラヤ前 2973-1 外

調査原因 史跡整備事業に伴う常陸国那賀郡衙隣接寺院の範囲・内容確認調査

調査期間 第 133 次調査：平成 26（2014）年 12 月 18 日～平成 27（2015）年 10 月 31 日

第 145 次調査：平成 28（2016）年 3 月 15 日～3 月 31 日

第 149 次調査：平成 28（2016）年 12 月 8 日～平成 29（2017）年 3 月 31 日

第 154 次調査：平成 29（2017）年 11 月 28 日～平成 30（2018）年 3 月 31 日

第 170 次調査：平成 30（2018）年 11 月 13 日～平成 31（2019）年 3 月（予定）

調査面積 第 133 次調査：延べ 887 m²，第 145 次調査：40 m²，第 149 次調査：135 m²，
第 154 次調査：317 m²，第 170 次調査：330 m²（予定）

調査主体 水戸市教育委員会（担当：米川暢敬，丸山優香里，太田有里乃，昆 志穂）

1 史跡の概要

国指定史跡「台渡里官衙遺跡群」は、周知の埋蔵文化財包蔵地「台渡里廃寺跡」，「台渡里官衙遺跡」のそれぞれ一部をその範囲とし，那賀川によって形成された標高約 30m 前後の河岸段丘上に立地する。

史跡は，北から長者山地区（古代常陸国那賀郡衙正倉院跡），観音堂山地区，南方地区（古代寺院跡）の 3 地区に区分される。昭和 20（1940）年には「台渡里廃寺跡」として茨城県の史跡指定を受けていたが，観音堂山地区と南方地区が国の指定を受け，国指定史跡「台渡里廃寺跡」となったのは平成 17（2005）年と，水戸市内に所在する国指定史跡のなかでは最も若い史跡である。その後，平成 23（2011）年には長者山地区が追加指定を受けるとともに，名称も現在の「台渡里官衙遺跡群」へと変更され現在に至る。現在，指定範囲の総面積は延べ 110,065.79 m²を測る。

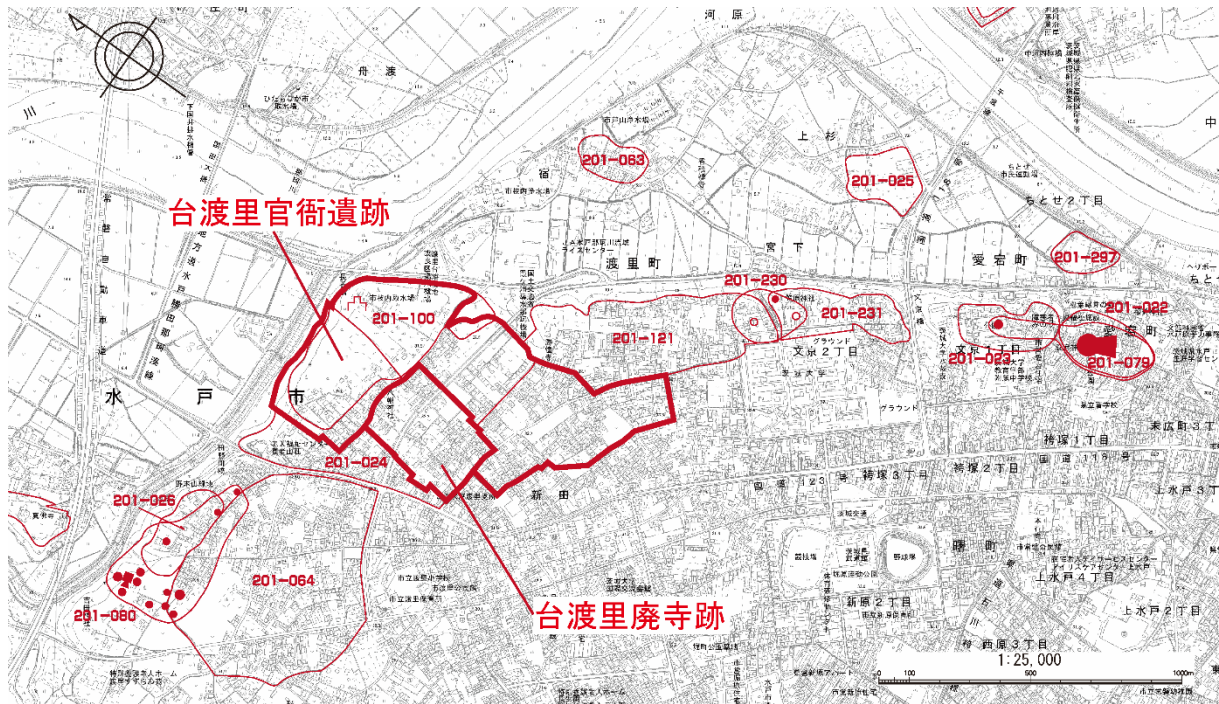
寺院跡に関わる遺構群が発見された観音堂山地区・南方地区（台渡里廃寺跡）では，寺域を区画した溝跡や金堂や塔の基礎と考えられる基壇が確認されており，7 世紀後半から末頃（奈良時代）に建立された寺院が 9 世紀後半（平安時代）に火災によって焼失し（観音堂山地区），その後に場所を変えて寺院が再建された（南方地区）とされる。

長者山地区（台渡里官衙遺跡）では，東西約 300m，南北約 200m の範囲において，屋根の全面に瓦を葺いた（総瓦葺き）の正倉（倉庫）群が整然と建ち並んでいたことが明らかになっている。また，これらの正倉群の周囲には二重に巡らされた大小の溝跡が確認されており，このような事例は全国的にみても例がないとされる。

2 既往の調査

(1) 第 1 期：故高井悌三郎による調査

昭和 14（1939）～昭和 18（1943）年にかけて実施された 3 次に亘る調査（台渡里第 1 次



第1図 台渡里廃寺跡・台渡里官衙遺跡の位置（水戸市教育委員会 2012 に加筆・修正）

～第3次）である。高井は長者山地区、観音堂山地区、南方地区において、それぞれ礎石建物跡を発見し、長者山地区の調査では多量の文字瓦の出土が報告されている。トレンチ調査という部分的な調査であったにも係わらず、その精度は極めて高く、現在でも古代官衙や文字瓦の研究史上重要な学術調査である。

これにより、昭和20（1945）年には長者山地区、観音堂山地区、南方地区が「台渡里廃寺跡」として県指定史跡となる。

(2) 第2期：水戸市教育委員会による史跡保存に向けた範囲確認調査

昭和46（1971）年～昭和48（1973）年にかけて実施された4次に亘る発掘調査（台渡里第4次～第7次）である。高井の調査成果の再確認にはじ



第2図 台渡里官衙遺跡群の指定範囲とその区分

まり、南方地区が法隆寺式伽藍配置を有する寺院跡であること、高井が確認した長者山地区の礎石建物跡がさらに南側にも展開すること等を明らかにした。この時期の発掘調査成果から、長者山地区については常陸国那賀郡衙正倉跡、観音堂山地区については、常陸国那賀郡衙政庁跡もしくは寺院跡としての性格が指摘される。

(3) 第3期：水戸市教育委員会による国指定に向けた範囲確認調査

平成14(2002)年～平成16(2004)年にかけて実施された3次に亘る発掘調査(台渡里第16次, 18次, 19次)である。観音堂山地区・南方地区にて高井が発見した建物跡群を再検出し、両地区がともに寺院跡であることを確定する。

観音堂山地区では、再検出した建物跡6棟のうち、5棟をそれぞれ講堂跡、経蔵もしくは鐘楼、金堂跡、塔跡、中門跡であるとし、この寺院跡が溝と回廊により圍繞された東向きの伽藍配置を有するとした。伽藍が東を向いた理由としては、①南側が低い谷状の地形を呈しているため、地形からの制約を受けた可能性、②東海道の路線が東側に想定されることから、駅路から見える景観を意識した可能性、③北東を流れる那珂川の渡河点との関わりから、の3点が挙げられている。

南方地区では、高井の調査した塔跡を再確認するとともに、新たに講堂跡と考えられる建物跡を検出し、溝により圍繞された法隆寺式伽藍配置を意識した寺院跡であることが明らかにされる。

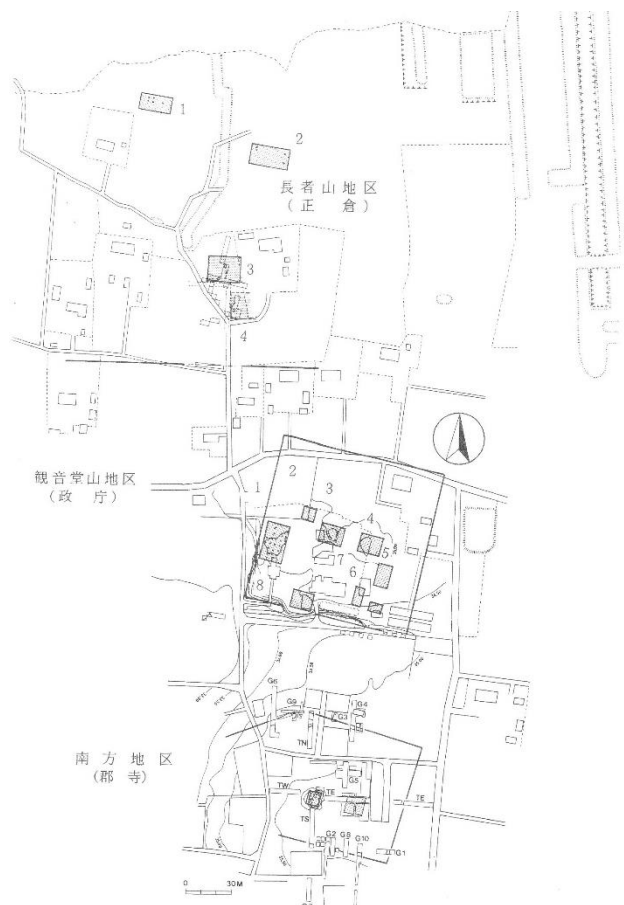
これにより、平成17年(2005)年には観音堂山・南方地区が国指定史跡となる。

(4) 第4期：水戸市教育委員会による国史跡追加指定に向けた範囲確認調査

平成18(2006)年～平成21(2009)年にかけての4次に亘る発掘調査(台渡里第30次, 38次, 48次, 54次)及び2次に亘るレーダー探査(台渡里第36次, 42次)であり、当時まだ県指定史跡の範囲となっていた長者山地区を対象に実施された。

この時期の発掘調査は、既往の調査同様、高井の調査により報告されていた建物跡を確認するとともに、新たに10棟の建物跡を発見し、建物群を圍繞する二重の区画溝が存在することが明らかとなった。

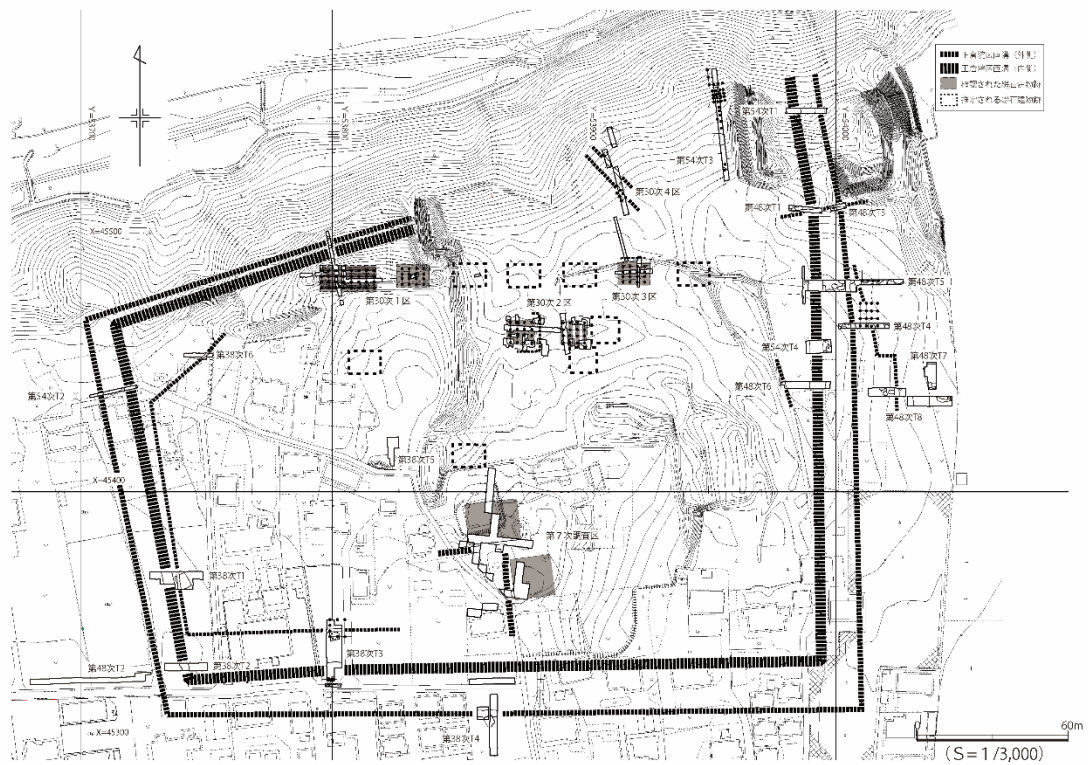
これらの調査成果を受け、平成23(2011)年には、長者山地区が国史跡に追加指定となる。これら平成21年度までの調査及び平成23年度の追加指定をもって、台渡里官衙遺跡群のうち、正倉院や寺院を構成する建物群等重要遺構を包蔵する地域の国



第3図 第1期・第2期調査区配置及び
発見された建物群 (S=1/5,000 瓦吹 1991)



第4図 第3期調査区配置及び発見された建物群（水戸市教育委員会 2005 に加筆修正）



第5図 第4期調査区配置及び発見された建物群（水戸市教育委員会 2011 に加筆）

史跡指定はひとつの区切りを迎えた。以後、史跡整備に向けた検討が進められ、整備方針等を固めるうえで、観音堂山地区の建物群の性格等についてのさらなる内容確認が必要であるとの判断から、平成 26 年度以降、第 5 期となる調査が開始されることとなった。

3 第 5 期調査の目的と調査の成果

(1) 第 133 次調査：平成 26 (2014) 年度

平成 26 (2014) 年には延べ 887 m²の面積を対象とし、金堂跡、塔跡、中門跡、回廊跡と推定されていた建物群及び性格不明とされていた建物の規模・年代の特定のため調査が実施された。しかしながら、現在に至るまでの土地利用のなかで形成された著しいかく乱に調査を阻まれ、観音堂山地区に存在した寺院跡の上記主要伽藍存在を再確認し、塔跡、中門跡についてはそれぞれの概ねの規模を確認するに留まった。

(2) 第 145 次調査：平成 27 (2015) 年度

平成 27 (2015) 年度には、寺域北辺区画溝の確認を目的として調査を実施した。その結果、東西方向に走る 2 条の溝跡を検出した。これらの溝跡は従前の調査で確認されている寺域北辺区画溝の延長であり、なおも東側へと延びることが明らかとなった。

(3) 第 149 次調査：平成 28 (2016) 年度

伽藍東側に位置する推定中門跡の規模・造営年代の確定を目的として実施した調査である。再検出した推定中門跡に伴う版築基壇の規模は、西辺 8.5m、北辺 7.5m を測り、その平面形状は正方形に近似する。建物の造営年代については、版築土中から出土した瓦の組成から、当該建物跡は「観音堂山Ⅱ期（8 世紀第Ⅰ四半期～第Ⅱ四半期）」（水戸市教育委員会編 2005）を遡らない時期に造営されたものと考えられる。

版築基壇の北側では、東西に並んで礎石・礎石据付穴を各 1 基検出した。これらは、門に接続し伽藍東側を圍繞した回廊跡の存在を示唆するものである。

版築基壇の東側には整地土の展開を確認し、基壇と整地土の境界では、埋土に白色粘土ブロックを含む溝跡を検出した。この溝跡は版築基壇を切り、同じく基壇東側の整地土もこれに切られることが明らかになった。版築基壇と整地土との境界に存在し、両者を切るため、基壇と整地土との直接的な新旧関係は把握できなかったものの、整地土中からは正格子叩き・平行叩き・長縄叩きにより成形された瓦、桶巻造り・一枚造り技法により製作された瓦が混在して出土し、内面黒色処理された土師器高台付坏が出土したことから、当該遺構は 9 世紀中頃以降に帰属するものと考えられる。また、溝跡は版築基壇と軸を異にしており、整地土と溝跡は、寺域造成に伴うものではない可能性が考えられる。

(4) 第 154 次調査：平成 29 (2017) 年度

第 3 期の調査以来、長らく「性格不明建物跡」とされてきた建物跡の規模・造営年代・性格の解明を目的として実施した調査である。検出した基壇は、南北長が 13.6m を測るが、東西長については、かく乱が著しく、その確定がほぼ不可能な状態であり、少なくとも 8.5 m 以上、という確認に留まった。建物跡の軸線は観音堂山地区でこれまでに確認されている建物群の軸線とはやや異なり、建物跡の造営年代は、基壇中出土の遺物から 9 世紀前半

を遡らない時期であることが明らかになった。建物跡の性格については今後検討を続けねばならないが、現時点では、観音堂山地区の他の建物群とは軸線を異にし、それらよりも一段階新しい時期に構築されたことからみて、観音堂山地区に建立された寺院を構成する建物群とは異なった性格を有していた可能性が高い。

建物跡の南側では、第3期の調査で確認されていた大規模な整地を再確認した。この整地は、旧来南に向かって傾斜していた当該地点の地形を、伽藍を造営するための平場を南側に確保するために行われたものと考えられる。観音堂山地区の寺院建立に際しては、南側への傾斜という地形の制約を解消し、伽藍の範囲を確保しようという意識が働いていたものと考えられ、旧来の地形によって伽藍の範囲と向きが制限を受けたという可能性については検討を要するものであり、伽藍南側における中門の存在・非存在については、再検証を必要とするものと考えられる。

5 第170次調査の目的と経過 ―まとめにかえて―

第170次調査の目的は、伽藍南側の大規模な整地を確認したことで、これまで地形に制約される等して東を向いたと考えられていた観音堂山地区の伽藍の正面が、事実東向きであったか否かについて、つまりは、かつて第3期の調査において回廊跡の存在が指摘された伽藍南側に中門が存在したか否かについて、再度検証を行うことである。

現在のところ、今次調査区全体に整地土が展開している状況が確認されており、伽藍南側の整地は非常に大規模な範囲において施工されていたことが明らかになっている。中門跡の存在については、既往の調査で確認されていた礎石及び礎石据付穴を再検出するとともに、後世の遺構・かく乱の下層から新たな礎石据付穴と考えられるプランの検出に至っており、伽藍南側に何らかの建物跡が存在した可能性は高いものと考えられる。しかしながら、この建物跡が中門跡であるか否かについては未だ確定には至っておらず、以後も過年度の調査同様、丁寧にかく乱を除去し、整地の範囲を明らかにしながら、中門跡存在の証左となる痕跡を精査していく予定である。

昭和14（1939）年に、故高井悌三郎が初めて調査を行ってから、80年もの長きに亘り、国指定地範囲外での調査も含め、延べ170次に及ぶ発掘調査が台渡里官衙遺跡群で行われてきた。そのたびに新たな知見を得て、新たな疑問が浮上し、調査成果を検討・検証することで、この古代寺院の実像は結ばれてきている。牛歩の如くではあっても、確実に、着実に、台渡里官衙遺跡群の調査成果を積み上げ、その実態に迫っていきたい。

【参考・図版引用文献】

- ・ 高井悌三郎 1964『常陸台渡廃寺跡・下総結城八幡瓦窯跡』 茨城県教育委員会
- ・ 瓦吹堅 1991「水戸市台渡廃寺跡覚書Ⅲ」『婆良岐考古 第13号』 婆良岐考古同人会
- ・ 水戸市教育委員会編 2005『台渡里廃寺跡一範囲確認調査報告書一』
- ・ 水戸市教育委員会編 2009『水戸市埋蔵文化財調査報告第21集 台渡里1―平成18年度長者山地区範囲確認調査概報一』
- ・ 水戸市教育委員会編 2011『水戸市埋蔵文化財調査報告第37集 台渡里3―平成19～21年度長者山地区範囲確認調査概報一』
- ・ 水戸市教育委員会編 2012『水戸市埋蔵文化財包蔵地分布地図（平成24年度版）』